

## 第17回岡山地方裁判所委員会議事概要

### 1 開催期日

平成22年3月24日(水)午後2時から午後4時まで

### 2 開催場所

裁判所大会議室

### 3 出席者

#### (1) 委員(五十音順)

岩崎吉明委員, 岩藤美智子委員, 大前進委員, 小川隆正委員, 楠田教夫委員, 園部秀穂委員, 高山光明委員, 中村有作委員, 東正博委員, 平松敏男委員, 藤原健史委員, 松下浩明委員, 森陽子委員

#### (2) 事務担当者

妹尾次男事務局長, 山崎正秀刑事首席書記官, 奥靖史事務局次長, 安原伸総務課長

### 4 議事

#### (1) 開会宣言

#### (2) 新任委員あいさつ

小川隆正委員, 楠田教夫委員, 園部秀穂委員, 松下浩明委員

#### (3) 委員長選任

委員の互選により園部秀穂委員が委員長に選任された。

#### (4) 説明及び意見交換

裁判員制度について事務担当者から説明を行った後, 意見交換が行われた(発言要旨は5のとおり)。

#### (5) 次回の予定

##### ア 日時

平成22年7月7日(水)午後2時から(2時間予定)

## イ テーマ

### 労働審判制度について

#### 5 意見交換の発言要旨（委員，事務担当者）

##### (1) 裁判員裁判の実施に当たり裁判所が懸念していたことについて

裁判員裁判の実施に当たり裁判所が懸念していたこと及びその対応等について、次のとおり説明した。

##### ア 裁判員候補者の待ち時間について

質問手続に要する時間を短くするために、次の配慮をした。アンケート結果では、まだ長いという感想がある反面、全体質問があっさりとしているためか、質問があっけないとの意見もある。

(ア) 質問は、事前質問票又は当日質問票という書面を中心とした。辞退事由などは、事前の質問票で前もって申し出てもらってもよいし、当日質問票に記載して申し出てもらってもよいとするなどの配慮をした。

(イ) 質問は、次のとおり2段階とした。その結果、裁判所にいていただく時間が2時間程度となった。

まず、候補者全員の前で、質問票の記載に間違いはないか、公平な裁判をすることに支障がないかを聞く。多くの候補者は、これだけで質問が済むことになる。次に、個別に質問をする必要がある候補者について、別室で質問を行う。

(ウ) 待ち時間を快適に過ごしてもらうために、候補者待機室にはコーヒーや雑誌を置いた。待ち時間には法廷見学を行い、実際の裁判員の席などに座ってもらうなどしたところ、好評であった。

##### イ 裁判員候補者の選任手続期日への出席について

裁判員裁判が始まる前は悲観的な見方もあったが、相当高い出席率となっている。これは、律儀、真面目といった国民性が考えられるほか、裁判所が、事前に辞退の申し出を認めることが相当な候補者には、質問票を提出された

段階で辞退を認める運用をしているため、裁判所に来られる候補者は辞退を希望されていない方が多くなり、そのことが高い出席率につながっていると思う。

ウ 6人の裁判員を選ぶのに、四十数人も呼ぶのかという声について

裁判員6人と二、三人の補充裁判員を選任するだけでなく、検察官、弁護士からの理由を示さない不選任請求の人数も配慮する必要がある。

制度が始まる前には、どれくらいの候補者が出席するか分からないこともあって余裕をもった人数に来ていただいたが、今後は、もう少し人数を減らすことができないかと考えている。

エ 裁判員の接遇について

裁判員候補者の大半は、裁判所に来るのが初めてであろうし、裁判員に選任されると裁判をすることになる、さらには過料の制裁もあると、不安を抱えている。そういった人たちにどのように接するか、裁判所側にも不安があったが、アンケートの結果では、おおむね裁判所の接遇は好評であった。

また、評議の合間には、裁判員、補充裁判員との昼食会を行うことがあるが、そこでは、マスコミへの不満の意見がよく出る。特に、テレビ局が、顔は写さないものの、足下を勝手に撮影し、不愉快であるとの苦情が結構あった。裁判員経験者の記者会見への出席率が下がっているが、撮影に対する不満があるのではないか。

オ 評議について

裁判員制度が始まる前に、法曹三者は、裁判員役に市民（協力企業）の方に来ていただき模擬裁判を行ってきたが、なかなか積極的に発言されず、また、裁判員役同士の議論もあまりなかったので心配であった。しかし、これまでの裁判員裁判の評議では、比較にならない程活発な議論がされている。評議の最初の方は指名もしたが、次第に自由に議論が始まり、裁判員同士でも議論がされた。議論の蒸し返しなどもなく、評議は想像していた以上に充

実している。

その理由は、やはり実際の裁判で、目の前の被告人を裁くという裁判員の責任感によるものではないか。また、裁判員は、審理もきちんと聞かれていたし、反省点はあるものの、検察官、弁護士とも分かりやすい立証をしている。弁護側の立証がもう一つというアンケート結果もあるが、以前よりは、はるかに分かりやすくなっている。

評議の際も、裁判官が気づかない点について意見を言ってもらえた。特に、専業主婦の方の感覚には、はっとさせられ、感心したことがある。

#### カ 補充裁判員について

訴訟法上の裁判所は、裁判員と裁判官から構成され、補充裁判員は構成員ではない。したがって、評決権や発言権はなく、裁判官が認めた場合に限って発言できるなど、法は、裁判員と同様に議論することは予定していない。

しかし、補充裁判員も、裁判員と同じくらい真剣に審理を聞かれている。そういった方に、審理が終わった時点又は終わりころの時点で、必要がなくなったのでお帰りくださいと言っていいかどうか、判断に迷う。評議の場でも発言の機会はそれ程多くない。もっと意見を言いたかったとのアンケート結果は、もっともな感想でもある。

裁判員裁判は担当したことがなく、よく分からないのが本音である。実情を知らないと言え言えないのではないか。

検察庁でも、これまで専門家だけで行っていたことを、裁判員裁判で、一般市民の方に理解してもらおうよう、どのように主張、立証していくかに注意していた。そのため、部内の新採用職員、臨時採用職員を裁判員役にしてリハーサルを行った。例えば、検察官の冒頭陳述のときは、今までは文章を読み上げていたが、ペーパーを配付した。それも、文章だけを続けたり、専門用語を使ったりすると理解してもらえないおそれがあるので、文章は短く、内容は端的にした。また、文章を読み上げるというよりは、語りかける口調

にするなどの工夫をした。立証方法も、刃物が刺さった状況を、従来は、供述や写真で示していたものを、コンピュータグラフィックによる体内図を法廷で示し、見た目でも分かりやすくした。その甲斐もあってか、今のところ、検察官の主張、立証は理解をいただいていると思う。弁護人の立証が分かりにくいという意見が若干あるということは、リハーサルなどをする人的組織的体制がないからだと思うが、実際の現場での取組を重ねていけば分かりやすくなると思う。

これらの分かりやすい審理のための工夫は、裁判員裁判向けに行ってきたが、結果として被告人にも分かりやすくなった。また、被害者、被告人の家族、報道記者等の傍聴人に対しても同様で、裁判がより分かりやすく身近になり、国民に対する説明責任を果たすことにつながる。その意味で、裁判員裁判は、法曹三者にとって前向きに捉えられる制度になっていると思う。

今まで行われた裁判員裁判6件で、複数の事件を担当した弁護士はいなく、まだ経験が少ないと言える。弁護士会でも、NHKのアナウンサーを呼んで研修をしたり、ビデオカメラで録画したものを見ながら検討したり、研修はしているが、現場の場数を踏まないといかんともしようがない、限られた人数でやっていけないといけないといった感じである。

また、アイコンタクトやスライドを使うのがいいのか、使わないのがいいのか、書面はあった方がいいのかなど、必要性は場合によって異なり、いろいろな議論があって難しい。

他の裁判所で、世間の注目を集めた裁判員裁判を担当した弁護士の話では、公判が相当の時間あり、他の事件の受任をやめて、かかりきりになったとのことである。それに耐えうる弁護士がどれだけいるか。裁判を受けるのは被告人だが、裁判員に負担もかけられないなど、日程のスケジュールの調整の問題もある。何回か裁判員裁判を実施した段階で、法曹三者で研修を重ねていけば参考になる。そういう意味で、これからが大変だなという感じを受け

ている。

法廷のやりとりはあまり知識なく、今初めて知った。裁判員制度自体も、言葉としては知っていた程度である。知人が補充裁判員に選ばれたが、守秘義務の関係で内容は教えてもらえなかった。一般の人からは、裁判員制度は、まだまだ見えていない部分があるのかなと思う。

評議が予想以上に充実しているとのことだが、そういう情報が外部には聞こえてこない。国民に対する裁判員制度の広報という観点からも、そういう情報は大切だと思うし、被告人にとって、裁判員裁判で裁かれたという結果を受け入れるという納得感を高めるためにも、重要な情報ではないか。納得感が低いといった問題の対処方法の一つとして、その辺りの情報の使い方に工夫ができないか。

これまでの評議と全く変わったため、判決の内容もかなり変わってきている。裁判員裁判の判決は、評議の際の裁判員の発言も盛り込んでいる。その表現も、これまでは堅苦しい表現やもって回った言い方が多かったが、評議の中身をまとめるという形で作っている。従来は、裁判官が何週間もかかって作っていたが、裁判員裁判では短時間で作ることもあり、裁判員の意見を、そのまま使うこともある。日常会話的な表現もあり、分かりやすくなっていると思う。

また、判決の際、裁判長は被告人に訓戒をすることができるが、従前と異なり、訓戒に裁判員からのメッセージが盛り込まれることがある。また、裁判官の視点とは違った観点から説示することもある。判決は、裁判員の考えを反映したものとなっていることがかなりある。

岡山地裁の第1号事件を始め、何度か裁判員裁判を傍聴しているが、検察官、弁護人のどちらの主張立証が分かりやすいかというと、圧倒的に検察官の方が分かりやすいと思う。被告人側は、場数を踏んでいないし、組織的にも検察官と対等ではないからだと思う。ただし、それが量刑にどう結びつく

かは分からない。

従来の裁判に比べて分かりやすくなっているのは確かだが、証人や被告人に対し、趣旨が不明で、一般の人が聞いたら意味が分からない質問が、まだ行われている。裁判員も真剣に聞いているのはよく分かったし、評議も活発に行われているとのことではあるが、裁判員が100パーセント検察官や弁護人の質問の趣旨を理解しているとは思わない。まだ、工夫の余地がある。質問の冒頭に、「これは、 を明らかにするために聞きます。」などと言って、趣旨を明確にすれば、もっと分かりやすくなると思う。

守秘義務は、マスコミの立場では一番問題としている。評議が充実していると言われたが、熱気あふれる評議のやりとりの一端を、国民は知りたいと思う。せっかくの生の声をもう少し聞けたらと思う。評議の中身に触れるということで、記者会見で職員からストップがかかることがあったと聞いた。他の裁判員や裁判官がどういう意見を言ったということは、報復のおそれや個人のプラバシー保護の観点から駄目だと思うが、自分の意見を言うことについては、守秘義務を緩やかに解して、もっと国民の側に、裁判員裁判と同じくらいのものにしていかなくてはならないのではないかと。

裁判員裁判が始まる前は、参加したくないという声やアンケート結果がかなり多かった。制度が始まった後の体験者のアンケートでは、非常に良かったという意見がかなり多いので驚いている。ぜひ、その中身を、これからの候補者の方に伝える工夫を、法改正と併せてお願いしたい。

## (2) 性犯罪事件（犯罪被害者に対する配慮等）の取扱いについて

犯罪被害者保護に関する諸制度全般の説明をした後、次のとおり被害者に対する配慮等の説明をした。

被害者の特定事項は、裁判員の不適格事由を判断するために不可欠な情報で、全く提供しないことはできないが、候補者に守秘義務はなく、情報流出により二次被害のおそれもあるので、裁判員候補者に対しては、事件の概要

は必要最小限の範囲で説明し、情報流出については協力を依頼している。具体的には、選任手続期日の当日質問票には、被害者の氏名を始め、その事件に関する具体的な情報は記載していない。また、裁判員候補者には、被害者の特定事項は口外、筆記をしないよう依頼した上、被害者の年齢、性別のみを伝え、氏名は開示していない。犯行場所については、例えば「岡山県市 地域」という限度で提供している。

被害者等には、申し出があれば、傍聴できるように配慮している。その運用としては、できる限り被害者の要望を聞き、法廷の秩序維持の観点から個々の事件に応じて工夫している。例えば、被害者等は検察官側の席を、被告人の家族等は弁護士側の席を用意し、双方の間隔をあけている。また、入退廷の仕方などについては、検察官や弁護士と連絡をとり、二次被害が生じないように配慮している。

被害者等が証人となる場合は、被害者等の意向を十分に聞いた上、証人の付き添い、遮蔽措置、ビデオリンク方式による証人尋問等を行うことにより配慮している。

施設面では、被害者控室を設け、いつでも利用できるようにしている。

性犯罪事件の裁判では、被害者のプライバシーが守られていて、配慮のある裁判を行っていただいていると思う。

性犯罪事件を裁判員裁判の対象からはずせという意見がある。被害に遭ったことが社会に知られないことが被害者のためになる、放っておいた方がいい、被害者に落ち度があると思われるといった考えからであろう。しかし、性被害に遭った人たちは、裁判員や補充裁判員に性被害の実態を理解してもらえ、その人たちが地域に帰り、今まで知られていなかった性被害のつらさや被害者をどう見守るべきかなどを伝えてくれる、裁判員裁判になって初めて性犯罪事件の被害者に光が当たった、などと言っている。そうしたことが何度も繰り返され、被害者を受け入れる社会になることを願っている。



性犯罪事件の被害者を支援する者としても、裁判員制度が始まる前は、裁判員裁判の対象から、はずしてもらいたいと考えていた。現在は、先ほどの被害者の声が多いことや、また、被害者に対する配慮もされていることから、市民の人に、報道されていないことや伝わっていないことを理解していただき、地域に帰って広めて欲しいと思う。裁判員裁判には期待している。

ある被害者は、裁判官が、執行猶予は有罪だと語りかけてくれたことが支えになった、処罰感情が満たされた、次に進む力になったと感想を述べている。裁判官には、執行猶予の言い渡しの際には、有罪という言葉が付加して欲しい。

保護観察所、更生保護委員会は、被害者の支援も行っている。被害者支援と更生保護は、一見まったく逆のことに思われるかもしれないが、犯罪者の更生にとっては、被害者に対する理解、介護、謝罪を抜きに更生は図れない。

実際、保護観察が付された執行猶予の判決が増えている。今までは、犯罪者を更生させるということより、執行猶予より少し重い刑という運用があったと思う。裁判員裁判が始まり、公的機関の指導監督のもと犯罪者の更生を援助する、再犯を防止するという、保護観察の本来の意義が見直されていると考える。その過程の中で、被害者に対する謝罪、和解の手助けもできるかもしれないという意味で、裁判員裁判の実施により、被害者や被告人の立ち直りにまで影響を与えているのかと感じている。

裁判や性犯罪事件にはなじみがなかったが、被害者に対する配慮がされ、改善されているという話を伺えて良かった。

性犯罪事件は裁判員裁判になじまないと勝手に思っていたが、逆に意義があると、目からうろこが落ちる思いで、そういう考え方もあるのかと認識した。

### (3) 裁判員経験者の記者会見

岡山でも、どういう形で裁判員経験者に感想を述べてもらえばいいかにつ

いて、司法記者クラブと話し合いを続けた。初めて裁判所に来て、審理を聞き、評議をするなど、裁判員経験者にとっては、それだけで負担になっていることに加えて、守秘義務を負っているため、これに違反して不利益を被らないよう職員が関与するという内容で合意した。裁判員経験者が安心して記者会見に臨むためには、裁判所がある程度、適切に関与した記者会見が望ましい。記者会見の場所は裁判所が提供し、出席の意向の確認も裁判所が行っている。これまでの6件の裁判員裁判では、いずれも、裁判員経験者に参加してもらった。

記者会見での質問事項は、司法記者クラブから事前に提出があり、あらかじめ裁判員経験者に伝えている。昨年3件の裁判員裁判後の記者会見では、裁判員を終えての感想、守秘義務、評議の雰囲気などについての質問が出た。多くの方が、ほっとしたと述べられた。また、守秘義務については、ほぼ全員が必要だと述べられ、評議の雰囲気については、言いたいことが言えた、言える雰囲気を作ってもらったと述べられた。岡山初の性犯罪事件の裁判員裁判では、性犯罪事件こそ、むしろ裁判員裁判にした方がいいと述べられる裁判員経験者が多かった。裁判員経験者の皆さんは、一生懸命やったという感じが伝わってきた印象がある。

記者会見での裁判員経験者の感想は、裁判員裁判に好意的で、満足感があつた、真摯に考えたなどが大半であつた。裁判所とマスコミは、記者会見を通して協調関係をとっている一方、せめぎ合う当事者でもある。記者の質問に対し、裁判所の職員が「守秘義務に触れないか。」と遮ったことがあるが、お互いより良い記者会見の運営につなげていければと考えている。

裁判員裁判が始まる前、あまり好意的でなかった雰囲気が、数を重ねていくうちに、国民の意識が肯定的になってきたのは、マスコミの報道で広く伝えたことが大きいと考えている。報道の内容としては、被告人への質問なども取り上げたが、一番読者に伝わったと思うのは、裁判後の記者会見で、

顔を出したり、氏名を明らかにして感想を述べた人もいるが、皆さん真面目に、真剣に何日間を過ごしたと感じられたことと思う。

岡山地裁では、記者会見の場では、録音や録画は許可されていない。記者会見の映像が報道されているのは、裁判員経験者の了承を得て、事後に二次的会見を場所を変えて行っているからである。そこで、改めて写真やビデオを撮っている。裁判員経験者に負担をかけたくないこともあり、記者会見を通じて裁判員制度の意義や後の候補者に伝えることなどを含めて、裁判員裁判の実像を伝えるためには、記者会見は、裁判所内の1回にして、もっとオープンにして欲しいと求めている。視聴者の後押しがあれば、裁判所も門戸を開くと思うので、協力をいただきたい。

守秘義務の内容にはプライベートなものが多く含まれていて、他の官庁とは異なる面もあろうが、広報の観点からは、ニュースパブリシティはとても大事で、裁判員制度は、多くの人に知ってもらう必要があると強く考えている。アンケート結果を見ても、最初は「やりたくない」との声が多いが、やってみると、「良い経験」との声が多く、中には「非常によい経験」とまでの声があるので、とてもいい制度だと思う。そうであれば、もっと知ってもらうべきと思う。

広報をするなら、前向きに、裁判所の方から、できる限りオープンに行うべきと考える。今なら、新聞やテレビの媒体にも取り上げてもらえやすく、裁判員制度を知っていただくいい機会だと思う。

#### (4) その他

裁判全般については、これまで分かりにくい、時間がかかり過ぎるとの感想があった。裁判員制度が始まり、裁判が分かりやすくなって、一般の人に定着することや、判決文に一般人の視点が入り入れられることは、とてもいいことだと思う。

裁判員制度は今が旬であり、この段階で広報に力を入れるのはいいことだ

と思う。

今までの裁判官だけの裁判と裁判員裁判との差が気になっている。裁判員は、どうしても検察官などのコミュニケーションに流されることがあるのではないか。それがどう判決に影響しているのか検証されているかどうか、個人的には知りたい。

中小企業の事業主としては、辞退について関心があった。選任手続の概況を見ると、辞退については緩やかに運用されているようなので、事業主には歓迎されていると思う。

前回の委員会で、裁判員裁判関係の部屋を見学したが、候補者として裁判所に来た人にとっては、抽選にはずれて裁判員に選任されなくても、いい勉強になったと思う。ただし、理由を示さない不選任請求については、これに該当したと分かるといい気持ちもしないので、本人には伝えない運用をお願いしたい。

報道機関から、理由を示さない不選任請求をしたかどうかよく聞かれるが、候補者が不愉快な思いをされるおそれもあり、一切回答していない。

地裁委員会を活性化させるために、事前の勉強会、懇談会、委員会としての裁判所の利用者に対するアンケートなどを実施してはどうか。